

業 務 の 名 称	中小規模処理場間の広域化に資するバイオマスボイラによる低コスト汚泥減量化技術実証研究
業 務 概 要	<p>本委託研究は、中小規模下水処理場間の汚泥処理の広域化に資する低コスト汚泥減量化技術について、実規模施設を運転・計測することにより、運転の安定性やコスト構造等について実証するものである。</p> <p>具体的には、機内二液調質型遠心脱水機と円環式気流乾燥機を組み合わせた低コストな脱水乾燥システムと中小規模の汚泥処理に適したバイオマスボイラからなる実規模施設を用い、バイオマスボイラから発生する熱を乾燥機に利用しながら運転することにより、汚泥処理コストを縮減する技術を実証するものである。</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	<p>支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 木村 嘉富 茨城県つくば市旭1番地</p>
契 約 年 月 日	令和4年6月21日
契 約 業 者 名	月島機械(株)・日鉄セメント(株)・高砂熱学工業(株)・室蘭工業大学・室蘭市水道部共同研究体
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区晴海3丁目5番1号
契 約 金 額 (税 込 み)	¥39,886,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥39,886,000-
随意契約によることとした理由	<p>本委託研究については、国土交通省水管理・国土保全局により設置された学識経験者等からなる下水道革新的技術実証事業評価委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準にもとづき審査された結果、令和2年5月、本研究課題及び委託先(月島機械(株)・日鉄セメント(株)・高砂熱学工業(株)・室蘭工業大学・室蘭市水道部共同研究体)が選定されたものであり、令和4年3月に同会議で中間評価が行われ、研究の継続が妥当であると評価されたものである。なお、令和4年3月の中間評価結果等については、国土交通省ホームページ等で詳細に公表されている。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記委託先と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	茨城県つくば市旭1番地
業 種 区 分	-
履 行 期 間 (自)	令和4年6月22日
履 行 期 間 (至)	令和5年3月31日
落 札 率	-
再 就 職 の 役 員 の 数	-
備 考	